

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

事業の概要

障害者が安心して地域生活を送れるよう、相談支援体制や地域のネットワーク作り、または緊急時の受け入れやその対応など、障害者の地域生活に必要な機能について支援する施設や拠点等の整備に向けた検討を行う。本事業は、第四期障害者福祉計画の成果目標に定められている事業である。

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりの等）を集約し、障害者施設などの負荷した拠点を平成 29 年度までに少なくとも 1 か所整備することとしています。

- ◆本区では、地域の課題や資源等の実状を勘察し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成 29 年度末までの整備が可能となるように検討を進めていきます。

（引用：「文の京」ハートフルプラン 第 4 期障害者計画 P64、P118）

地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる 5 つの機能

①相談

機能：

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立に当たっての相談や地域での暮らしの相談など

既存の事業：

計画相談、地域移行支援、地域定着支援、地域生活安定化支援

区内の事業者：

保健師、エナジーハウス、サポートセンターいちよう、地域活動支援センターみんなの部屋、あせび会支援センター

②体験の機会・場

機能：

地域移行や親元から自立等に当たって、グループホーム棟の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する。

既存の事業：

計画相談、共同生活援助、地域移行支援、地域生活安定化支援、地域生活体験

区内の事業者：

ホームいちよう、第 2 ホームいちよう、サポートセンターいちよう、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋文京あせびの家、あせび会支援センター

③緊急時の受け入れ・対応

機能：

地域で生活する障害児者の急な体調不良や介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要は対応を行う。

既存の事業：

地域生活安定化支援、緊急時ショートステイ、基幹相談支援センター

区内の事業者：

保健師、エナジーハウス、地域活動支援センターみんな部屋、文京区障害者基幹相談支援センター、あせび会支援センター

④専門的人材の確保、養成

機能：

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことが出来る体制の確保やそのような支援を行うことが出来る専門的な人材の養成を行う。

既存の事業：

基幹相談支援センター

区内の事業者：

保健師、文京区障害者基幹相談支援センター

⑤地域の体制づくり

機能：

コーディネーターの配置等により地域の障害者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備などを行う。

既存の事業：

地域福祉コーディネーター事業、地域自立支援協議会

区内の事業者：文京区社会福祉協議会、文京区障害者基幹相談支援センター

文京区の地域特性と現状

文京区の精神障害を取り巻く特徴の一つに、精神科の単科病院がなく大学病院といった総合病院が多い事があります。それによる現状の医療の体制では、3か月以上の入院治療については多摩地区の精神科病院へと後方転送をされてしまう事が多くあります。そのような状況の中で、医療に対する拒否や病気に対する知識の薄さから、病状の悪化を招き、非自発的入院（医療保護入院や措置入院）を防ぐために、地域生活安定化支援事業を3事業所まで拡大し、保健師・事業者間で連携し、地域において安定して生活を送ること出来るように仕組みを作り、体制を構築することが出来ています。

その一方で、特徴のひとつ目に挙げているように多摩地地区に後方転送されている方も大勢居ます。その方々が地域に帰ってくる為の地域移行の仕組みと体制については、検討をしていく必要があります。

また、特徴の二つ目では、物価の高さがあります。一般的な単身者用の物件の相場が8万円と他の地域と比べて高い相場です。それによって、地域移行を行っていく上で必要な居室の確保が困難です。また、生活保護の基準では、53,700円（15㎡以上の場合）が住宅扶助費の限度になります。相場との差が大きく、風呂なし物件などになってしまうことが多くあります。更に、家族からの協力を得られないことでの連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難です。これらの事由から、退院後の生活を送る上で必要な場の確保が大変に難しい状況があります。

そこで、グループホーム（共同生活援助事業）の活用が選択肢の一つとして考えられますが、区内では通過型が 11 室。滞在型が 5 室。併せて 16 室になります。これは非常に狭き門になっています。これは文京区以外でも同様の状況がありますが、特に少ない居室数です（豊島区では 100 室以上あります）。更に追い打ちをかけるように、消防法の改正により、GH の居室のみだけでなく、建物の全居室に自動火災報知器やスプリンクラーの設置が基準として設けられます。これは平成 29 年度 3 月 31 日までの猶予期間がありますが、既存の物件を用いてグループホームを増やしていくことが困難になります。

今後について

地域移行を進めるにあたり、東京都の事業ではグループホーム活用型ショートステイという事業を用いて、入院中から利用できる居室を確保しています。この事業により、入院期間が長くあった事で、生活できるかどうか不安を抱えている方が、体験的に宿泊することが可能です。また、多摩地区から区部に退院してくる際や退院の為に物件探し等の際には移動だけでも大変な労力になります。こちらもこの事業を用いることで、探しながら体験宿泊をすることで、退院までの流れが円滑に支援していくことが出来ます。平成 26 年度では、5 事業者で 87 人、1,068 日の利用がありました。

区内にはない資源ではありますが、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討をしていく上では、参考になる事業になるかと思えます。また、東京都の障害者福祉計画では、地域生活に移行する者の目標値として、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行と掲げています。

文京区内外の事業や特性も鑑み、面的整備型や多機能拠点型などの形態についても然りですが、地域生活支援拠点をどのような目的で、機能を持たせ、地域における役割を担っていくことが求められているのかを検討していくことが出来たらと考えております。

最後に

精神障害がある方の支援を行っている立場から見た意見になります。委員の皆様のご意見をいただきながら活発に議論を交わすことが出来、それが実現されていくことで、支援を必要とされている方にとって有益な物にしていくことが一番の目標になりますので、検討していく上での一つの考え方として、この資料を作成いたしました。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

あせび会支援センター
高田 俊太郎